

あわらし市建築物耐震改修促進計画

平成20年 3月 策定

平成28年 3月 改定

令和3年 3月 改定

あわらし市

あわら市建築物耐震改修促進計画 目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性…………… 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正…………… 1
- (3) 「あわら市建築物耐震改修促進計画」の位置付け…………… 2
- (4) 「あわら市建築物耐震改修促進計画」の改定…………… 2

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況…………… 3
- (2) 耐震化の現状…………… 4
- (3) 耐震化の目標設定…………… 9
- (4) 特定建築物以外の市有建築物…………… 10

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針…………… 11
- (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策…………… 11
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化…………… 12
- (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備…………… 12
- (5) 地震時の総合的な安全対策…………… 12

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表…………… 14
- (2) 相談体制の整備及び情報の充実…………… 14
- (3) パンフレット等の作成・活用…………… 14
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導…………… 15
- (5) 住民啓発活動…………… 15
- (6) 県事業との連携・協力…………… 15

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項

- (1) 所管行政庁との連携した指導等の実施…………… 17
- (2) 耐震改修促進法における耐震診断義務付け及び公表等について…………… 17

第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- (1) 耐震改修促進計画の見直し…………… 18
- (2) 計画の検証…………… 18

はじめに

（１） 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、全体で 6,434 人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和 56 年以前に建築されたものであり、昭和 56 年 6 月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震や平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震などの大規模地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成 17 年 9 月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

（２） 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成 7 年 10 月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成 17 年には、これまで地震発生のおおきく空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成 18 年 1 月から施行されました。この改正により、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

平成 25 年 5 月には、耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成 25 年 11 月に施行されました。前回に引き続き国の基本的な方針が示されています。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

（３） 「あわら市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「あわら市建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、市内における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するために策定されました。

県では、災害対策基本法第 40 条の規定に基づく「福井県地域防災計画」の「震災対策編」として福井県防災会議が作成した「福井県震災対策計画（福井県地域防災計画・震災対策編）」において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、国の基本方針や「福井県建築物耐震改修促進計画」のほか、「あわら市地域防災計画」などの本市の既往の防災に係る計画との整合を図りつつ、市内の住宅・建築物の耐震化の現状を踏まえながら、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

（４） 「あわら市建築物耐震改修促進計画」の改定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」においても、現行基準に適合する建築物は地震の揺れによる大きな被害を受けていなかったことから、本市が行ってきたこれまでの地震対策が有効であることが実証されました。一方、本市の耐震化の状況は、着工件数の落ち込み、経済状況の悪化という社会情勢の変化等から、平成 27 年度に策定した本計画の実態との乖離が見られるようになりました。

このため、耐震改修促進法の改正やこれまでの建築物の耐震化の状況を踏まえ、本計画を改定し、計画期間を令和 7 年度まで 5 年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組むことにより、大規模地震に対する市民の安全・安心の確保に努めていきます。

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（１） 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

本市は、沖積粘性土や沖積砂質土で形成されている地区があることから、地震による揺れや液状化により、建築物の倒壊や火災が発生する可能性があります。

県では、平成 7 年 1 月に、日本で初めて近代的な大都市において直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生したことから、この大震災から得られた反省や新たな知見より詳細な地盤データ、都市化による生活様式・社会状況の変化等を踏まえ、災害要因の分析や被害予測等を見直し、その内容を平成 9 年 3 月に「福井県地震被害予測調査報告書」としてとりまとめ、公表しました。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成 21 年 7 月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成 22・23 年度にあらためて地震被害予想調査を実施しています。

この調査では、今後福井県において予想される大規模地震として、嶺北地域では、福井平野東縁断層帯（想定マグニチュード 7.6）の地震を想定しています。また、この地震による想定被害は、表 1-1 のとおりとなります。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えると、人的及び経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

表 1-1 想定される被害の状況（嶺北地域：福井平野東縁断層帯）

被害区分			想定被害	
			県全体	市
人的被害	死者数	秋季（15 時）	1,468 人	78 人
		冬季（5 時）	2,034 人	107 人
		冬季（18 時）	1,755 人	95 人
	負傷者数	秋季（15 時）	8,740 人	615 人
		冬季（5 時）	9,208 人	657 人
		冬季（18 時）	8,421 人	544 人
建物被害	全壊	木造建築物	26,969 棟	1,377 棟
	半壊	木造建築物	36,715 棟	2,044 棟

福井県震災対策計画（福井県地域防災計画・震災対策編）を基に作成

(2) 耐震化の現状と目標設定

① 住宅

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建築された建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅の必要な壁量の見直しや建築物をバランス良く設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和 56 年 6 月から施行されました。

この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は、阪神・淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表 1-2 は、総務省統計局が 5 年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、平成 30 年までの住宅戸数の推移から令和 7 年度までの市内における住宅の戸数及び耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が 5 年毎の集計であるため、昭和 55 年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和 56 年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取扱い、昭和 55 年以前の住宅は、大規模地震に対して十分な耐震性を有しているかどうか確認されていない住宅としています。

令和 2 年度には、人が居住している住宅約 9,550 戸のうち、耐震性を有する住宅は約 7,673 戸で、耐震化率は 80.3%と推計されます。

また、令和 7 年度には、旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約 9,585 戸のうち、耐震性を有する住宅は約 7,966 戸で、耐震化率は 83.1%と推計されます。

表 1-2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数②	昭和56年以前の住宅数④	耐震性を有する住宅数 ⑥=③+⑤	耐震化率 ⑦=⑥/①
		耐震性有③	耐震性有⑤		
平成22年度 (推計)	9,380	3,700 1,388	5,680 5,680	7,068	75.4%
平成27年度 (推計)	9,690	3,870 1,467	5,820 5,820	7,287	75.2%
令和2年度 (推計)	9,550	2,890 1,013	6,660 6,660	7,673	80.3%
令和7年度 (推計)	9,585	2,435 816	7,150 7,150	7,966	83.1%

② 特定建築物

本計画における特定建築物とは、次の3つです。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると、表1-3のようになります。

表 1-3 多数の者が利用する特定建築物一覧

用途	規模要件
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な施設	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

【耐震化の現状】

令和２年度には、総棟数は１４０棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は９８棟あります。旧耐震基準により建築された建築物は４２棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは４棟、耐震性が不十分であったものは２４棟あります。耐震性が不十分であった２４棟のうち、２２棟は既に耐震改修が実施されています。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は１２４棟で、令和２年度の耐震化率は８８．６％と推計されます。詳細は、表１-４のとおりです。

表 1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和３年３月末現在）

分類	建築物の 総棟数①	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数②	旧耐震基準により 建築された建築物の棟数③					旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する建 築物の棟 数⑨=②+ ⑤+⑦+⑧	H27.3 耐震化率 (推計) ⑨/①	
			耐震診断実施棟数④								
			耐震性 有⑤	耐震性 無⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦						
合計	140	98	42	28	4	24	22	0	124	88.6%	
公共 建築物	県	6	6	0	0	0	0	0	6	100.0%	
	市	31	12	19	19	1	18	17	0	30	96.8%
	計	37	18	19	19	1	18	17	0	36	97.3%
民間建築物	103	80	23	9	3	6	5	0	88	85.4%	

さらに、多数の者が利用する特定建築物については、その建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、次の３つに分類し、その重要性から耐震化の優先度を考慮します。

（ア） 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うため、災害時の情報の収集、伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害弱者が利用している福祉施設も含まれます。

これらの建築物は、「あわら市地域防災計画」においても防災上重要な建築物と位置付けられており、耐震化が最も重要な建築物となります。

耐震化の現状は、１００％と推計されます。

（イ） 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル、旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要であり、災害時の拠点となる建築物に次いで、耐震化が重要となります。

耐震化率の現状は、70.9%と推計されます。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

耐震化率の現状は、95.8%と推計されます。

詳細は、表 1-5 のとおりです。

表 1-5 多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状（令和 3 年 3 月末現在）

（単位：棟）

分類			建築物の 総棟数①	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数②	旧耐震基準により建築 された建築物の棟数③				旧耐震基 準のうち 耐震性を 有すると 推計され る建築物 の棟数⑧	耐震性を 有する建 築物の棟 数 ⑨=②+ ⑤+⑦+⑧	H27.3 耐震化率 (推計) ⑨/①	
					耐震診断実施棟数④							
					耐震性 有⑤	耐震性 無⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦					
(ア) 災害時 の拠点 となる 建築物			36	21	15	15	1	14	14	0	36	100.0%
	公共 建築物	県	4	4	0	0	0	0	0	0	4	100.0%
		市	23	9	14	14	1	13	13	0	23	100.0%
		計	27	13	14	14	1	13	13	0	27	100.0%
	民間建築物		9	8	1	1	0	1	1	0	9	100.0%
(イ) 不特定 多数の 者が利用 する 建築物			55	36	19	5	1	4	2	0	39	70.9%
	公共 建築物	県	2	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
		市	2	1	1	0	0	0	0	0	1	50.0%
		計	4	3	1	0	0	0	0	0	3	75.0%
	民間建築物		51	33	18	5	1	4	2	0	36	70.6%
(ウ) 特定多 数の者が利用 する 建築物			48	38	10	8	3	5	5	0	46	95.8%
	公共 建築物	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
		市	6	2	4	4	0	4	4	0	6	100.0%
		計	6	2	4	4	0	4	4	0	6	100.0%
	民間建築物		42	36	6	4	3	1	1	0	40	95.2%

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは、石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に定める建築物）です。危険物の種類と数量を整理すると、表1-6となり、このうち床面積の合計が500㎡以上の建築物については、所管行政庁の指示対象となります。

本市内には危険物関係特定建築物が概ね35棟あり、このうち旧耐震基準の建築物が11棟あることがわかっています。

表1-6 特定建築物に該当する危険物の数量

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ス 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10t
その他の爆薬を慣用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④マッチ	300マッチトン（※）
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20t 劇物200t

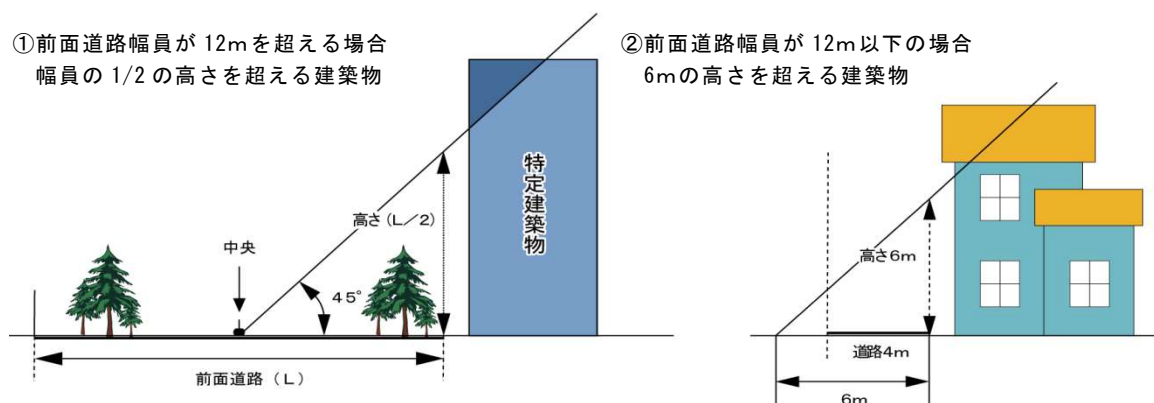
（※） マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

緊急輸送道路沿道特定建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」において選定された道路の沿道の建築物のうち、以下の図に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の 1/2 を超え、道路を閉塞するおそれがある建築物です。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、全ての緊急輸送道路沿道で「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。本市内では、緊急輸送道路沿道にある「倒壊することにより道路を閉塞するおそれのある建築物」は、概ね 115 棟あることがわかっています。

地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



(3) 耐震化の目標設定

① 住宅

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国及び県の基本方針を踏まえ、これまでの促進計画において住宅の耐震化率を令和 2 年度に 80% にすることを目標としてきました。

令和 2 年度では 80.3% と推計され、令和 2 年度の目標であった 80% に達しました。令和 7 年度の耐震化率の目標について、国は 95% としています。実態と乖離しており、県計画では県下 17 市町でも目標値と実態に乖離があるとして目標値を 90% としています。本計画においても県計画を考慮し目標値を 90% とします。

令和 7 年度には、昭和 55 年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約 9,585 戸のうち、耐震性を有する住宅は約 7,966 戸で、耐震化率は 83.1% と推計されるため、旧耐震基準により建築された住宅について約 660 戸の耐震化を促進することに

よって、90%の目標達成を目指します。

② 多数の者が利用する特定建築物

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、国及び県の基本方針を踏まえ、耐震化率を令和2年度に93%にすることを目標としてきました。令和2年度末の耐震化率は約88.6%で、今回の改定においても令和7年度の目標を引き続き93%とします。

この中でも、災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要であり、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点である庁舎をはじめとする市有建築物については、耐震化率100%を目指します。

民間建築物については、現状として、耐震診断が未実施の建築物が多いことから、まず、建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ早急に対策を講じることが必要になります。未だに耐震診断を行っていない建築物の所有者等に対し、県と連携して民間建築物への指導・助言を行っていきます。

（４） その他地震時に重要な役割を果たす建築物の耐震化

耐震改修促進法では人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、市有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

本市では、特定建築物の規模要件に該当しない市有建築物についても、情報の収集・伝達、避難誘導等の災害時の拠点となるなど、災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物について、早期の耐震化を図ります。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

① 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、耐震化を実施しない理由として挙げられる次のような課題に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

【耐震化を実施しない理由】

- ・耐震改修をするには多額の費用がかかるから
- ・耐震改修工事の費用や工事期間、工事中の騒音などに不安があるから
- ・現在の耐震性があれば大丈夫だと思うから
- ・家族に高齢者や病人がいるため耐震改修に踏み切れない
- ・信頼できる工事業者が分からないから など

② 実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市では、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、国や県の支援を受けつつ、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

また、県や関係団体と連携して、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅及び特定建築物の耐震化の促進を図ります。

具体的には、地震発生時における円滑な避難や消火活動を確保するため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う市民に対し、県と協力して支援を行っています。この制度を引き続き実施していくとともに、広くこの制度が利用されるよう、耐震診断及び耐震改修の必要性などについて積極的な普及・啓発活動を行っていきます。

また、地域において災害発生時に一時避難所として使用される建築物や、耐震改修促進法で耐震診断の実施を義務付けられた大規模民間建築物などの耐震化を支援する制度を整備します。

（３） 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

「福井県地域防災計画」では、「地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要である」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められています。その沿道にある建築物の耐震化を促進します。

（４） 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

市民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるように、耐震改修に係る各種相談に応じています。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図ります。また、耐震化の状況を踏まえ、より耐震改修に結びつきやすい体制づくりに努めます。

① 耐震診断と補強プラン作成の一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるためどこをどの程度改修すればよいか、また、費用はどれくらいかかるのかを知るために、平成 20 年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう、一体的に支援しています。

② 耐震改修基準の見直し

旧耐震基準により建築され、耐震診断の結果、耐震性が劣ると判定された木造住宅については、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いレベル（構造評点 1.0 以上）を基準に耐震改修することを補助対象の原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり、一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

③ 部分耐震改修への支援

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修（局所的な耐震補強）」について、平成 25 年度から補助を行っています。

（５） 地震時の総合的な安全対策

地震発生時の建築物に係る二次的被害の防止を目的に、県が実施する以下の事業と連携・協力を図ります。

① 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖地震など、近年、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷などの二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で建物の倒壊等がないとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

このため、県では、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による人的被害発生のおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講ずるよう指導しています。

② 建築設備の安全対策の推進

県では、建築物の所有者等に電気給湯器等の建築設備の転落防止措置を講ずることやエスカレーターの脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により、建物の崩壊や、瓦や外壁など建築物の部材等の落下といった二次的被害が発生することがあります。このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」、「要注意（黄色）」、「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

県では、平成 7 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成し、福井県震災建築物応急危険度判定士として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町の防災担当者を対象とした模擬訓練を実施したり、判定に必要な備品を揃えたりするなど、体制整備を図っています。

大規模地震が発生した場合には、県と市町は連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請します。また、県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県は、隣接府県等との応援協定に基づき、応急危険度判定士の派遣を要請します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成及び公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを公表しています。

(2) 相談体制の整備及び情報の充実

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供について、県や関係団体と連携を図りながら、以下の窓口で対応しています。また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

表 3-2 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
市	土木部建設課	木造住宅耐震診断等促進事業、耐震改修促進事業等の制度説明及び申込み
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談、耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社) 福井県建築士事務所協会 (一社) 福井県建築士組合連合会 (一社) 福井県建築工業会 (一社) 福井県建築士事務所協会 (一財) 福井県建築住宅センター	

(3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、国、県、及び関係団体が作成したパンフレット等を活用するとともに、市独自の事業については新たにパンフレット等を作成し、市民に情報提供を行います。

県が作成・配布したパンフレット等の一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	県内全戸配布
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	県内全戸配布
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業（平成 17～19 年度事業）の普及啓発	
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	

（４） リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を併せて行うメリット（工事費用の低下、工期の短縮化など）について、所有者や施工者にパンフレット等により普及啓発を行います。

（５） 住民啓発活動

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として、「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、「福井県震災対策計画（福井県地域防災計画・震災対策編）」においても、「自らの身の安全は自らが守る。」及び「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念が示されています。

これらのことを踏まえ、本市では、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識啓発に努めます。

（６） 県事業との連携・協力

県が実施する以下の事業等と連携・協力し、市民に対する耐震化の普及啓発に努めます。

① 耐震出張説明の実施

市町で実施されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、高齢者の集会等での出張説明を重点的に行うなど、さらなる意識啓発を行っていきます。

③ 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和３年１２月３１日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、令和３年度末までに一定の耐震改修を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用することができます。県では、これらの制度の県民への周知を図るとともに、市町や関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

③ 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、関係団体等と連携して県民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

④ 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、耐震改修に代表される災害にあっても事業を継続するために必要な事項を災害前にあらかじめ整えておくことの必要性を周知し、事業書の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

⑤ 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県及び市町は地震保険の普及啓発に努めます。

⑥ 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事中の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結び付けることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

⑦ 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

(6) 住民への啓発活動

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として、「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、「福井県震災対策計画（福井県地域防災計画・震災対策編）」においても、「自らの身の安全は自らが守る。」及び「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念が示されています。

これらのことを踏まえ、市では、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識啓発に努めます。

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等に関する事項

(1) 所管行政庁との連携した指導等の実施

「福井県建築物耐震改修促進計画」では、「建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等を実施します。」と記載されています。本市では、所管行政庁である県と連携し、特定建築物の所有者等に対する指導等に努めます。

指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導 助言	所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう指示します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 耐震改修促進法における耐震診断義務化及び公表等について

改正耐震改修促進法では、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物）について、地震で倒壊した場合、利用者を含め周辺へも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、所有者等は耐震診断を実施し、その結果を平成27年12月31日までに特定行政庁へ報告することが義務付けられました。また、特定行政庁は、所管する区域において、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果を取りまとめ、公表することとなっています。

本市では、耐震診断の結果、耐震化が必要な要緊急安全確認大規模建築物について、県と連携して耐震改修への支援体制を整備し、所有者等に対し定期的に働きかけるなど耐震化の促進に努めます。

第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 耐震改修促進計画の見直し

今後の本計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、本市内の実情を把握し、耐震化の取り組みや耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直すものとします。

(2) 計画の検証

県とともに福井県建築物耐震改修促進計画連絡調整会議を適宜開催し、県有施設、市有施設、民間施設等のフォローアップを行い耐震化率の把握に努め、着実に住宅・建築物の耐震化を進めます。

今後も耐震化の進捗状況について確認していくとともに、住宅・建築物の耐震化を進めていきます。